

5 医療

障害に係る医療費の負担を軽減するため、自立支援医療と、重度の心身障害児（者）及び精神障害者の医療費助成などを行っています。

施策の種類	内 容	費用負担等	申込機関名等
自立支援医療 (更生医療) 身	身体障害者(18歳以上)の障害の除去、又は軽減により日常生活を容易にするための医療費の給付を行っています。 身体障害者手帳所持者で、更生医療の給付認定を受けた人が、受給者証に記載された病院・薬局等で受診した場合に対象となります。	自己負担額は原則として医療費の1割になります。 (世帯の所得に応じて自己負担上限額を決定します。自己負担上限額超過後の自己負担はありません。)	市町
自立支援医療 (育成医療) 身	身体に障害がある又はそのまま放置すると将来障害を残すと認められる疾患がある児童(18歳未満)が、その障害を除去・軽減する確実な効果が期待できる手術等の治療を行う場合に医療費の給付を行っています。 育成医療の給付認定を受けた児童が、受給者証に記載された病院・薬局等で受診した場合に対象となります。		市町
自立支援医療 (精神通院医療) 精	精神障害者の医療の確保を容易にするために行われる通院医療の医療費の給付を行っています。 対象となるのは、自立支援医療(精神通院医療)の支給認定をされた人で、給付を受けるためには、病院・薬局等において受給者証と上限額管理票の提示が必要です。精神障害及び当該精神障害に起因して生じた病態のみが対象で、受給者証に記載された病院等のみが対象となります。 なお、入院して行われる医療や、歯科での治療は対象とはなりません。		市町(認定は、広島市については、広島市精神保健福祉センターが、広島市以外の市町については広島県立総合精神保健福祉センターが行います。)
後期高齢者医療 制度 身 知 精	65歳以上75歳未満の一定程度の障害がある方で、申請によって認定を受けた方は、後期高齢者医療制度へ加入することができます。	世帯の所得に応じて医療費の1割、2割、3割のいずれかになります。	市町(認定は、広島県後期高齢者医療広域連合が行います。)

施策の種類	内 容	費用負担等	申込機関名等
重度心身障害児(者)医療費公費負担制度 身 知	<p>重度心身障害児(者)が、医療機関で医療を受けた場合の自己負担相当額(入院時の食事に係る標準負担相当額等を除く。)を公費で負担しています。</p> <p>県内に居住し、身体障害者手帳1、2、3級の交付を受けている人又は療育手帳①、A、②の交付を受けている人が対象となります。</p>	<p>所得による支給制限があります。なお、一部負担金(1日200円)については、同じ医療機関で受診される場合の1か月の負担は入院14日まで、通院4日までとなります。</p>	<p>市町</p> <p>(一部負担金及び後期高齢者医療制度非加入の公費負担については、市町によって異なる場合がありますので、市町に問い合わせてください。)</p>
精神障害者医療費公費負担制度 精	<p>精神障害者が、医療機関で医療を受けた場合の自己負担相当額(通院のみ)を公費で負担しています。</p> <p>県内に居住し、精神障害者手帳1級の交付を受けており、かつ自立支援医療(精神通院医療)受給者証を所持している人が対象となります。</p>	<p>所得による支給制限があります。なお、一部負担金(1日200円)については、同じ医療機関で受診される場合の1か月の負担は通院4日までとなります。</p>	<p>市町</p> <p>(一部負担金及び後期高齢者医療制度非加入の公費負担については、市町によって異なる場合がありますので、市町に問い合わせてください。)</p>
心身障害者(児)歯科診療 身 知	<p>心身障害者(児)を対象とした歯科診療を行っています。</p>	<p>所定の利用料等</p>	<p>広島口腔保健センター 電話 082-262-2555</p> <p>呉口腔保健センター 電話 0823-25-4441</p> <p>福山市歯科医師会口腔保健センター 電話 084-941-4444</p> <p>※予約が必要です。</p>
	<p>その他、障害者歯科診療のできる歯科診療所は、こちらのホームページを参照してください。</p> <p>○厚生労働省 医療情報ネット https://www.iryuu.teikyouseido.mhlw.go.jp</p> <p>○救急医療 Net Hiroshima http://www.qq.pref.hiroshima.jp/</p> <p>○広島県歯科医師会 https://www.hpda.or.jp/search/</p>		
特定医療費(指定難病)支給認定事業	<p>原因が不明で治療法が確立されていない、いわゆる難病のうち指定難病について、医療保険の自己負担に対して公費負担を行っています。</p>	<p>課税状況や所得に応じて月額自己負担上限額を決定します。自己負担上限額を超えた負担はありません。</p>	<p>県(申請等窓口は、県保健所)、広島市各区保健センター、呉市保健所及び福山市保健所</p>
小児慢性特定疾病医療支援事業	<p>小児慢性特定疾病にかかっていることにより長期にわたり療養を必要とする児童等の健全な育成を図るため、医療保険の自己負担に対して公費負担を行っています。</p>		<p>県(申請等窓口は、県保健所)、広島市各区保健センター、呉市保健所及び福山市保健所</p>